

令和 7 年 9 月市議会定例会提出議案

八 尾 市

報告第3号

令和6年度八尾市一般会計継続費精算報告書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、
令和6年度八尾市一般会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和7年9月8日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和 6 年 度 八 尾 市 一 般 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

(単位:円)

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国府支出金	地 方 債	そ の 他			国府支出金	地 方 債	そ の 他			国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎外壁等 シーリング更新 事業	5	29,000,000		21,700,000		7,300,000	29,000,000		21,700,000		7,300,000	0				
			6	222,328,000		166,700,000		55,628,000	222,328,000		166,700,000		55,628,000	0				
			計	251,328,000		188,400,000		62,928,000	251,328,000		188,400,000		62,928,000	0				
9. 教育費	3. 中学校費	志紀中学校校舎 外装改修事業	5	19,173,000	6,391,000	12,700,000		82,000	9,364,300	1,240,000	2,400,000		5,724,300	△ 9,808,700	△ 5,151,000	△ 10,300,000		5,642,300
			6	76,691,000	25,563,000	51,100,000		28,000	62,463,500	7,070,000	43,400,000		11,993,500	△ 14,227,500	△ 18,493,000	△ 7,700,000		11,965,500
			計	95,864,000	31,954,000	63,800,000		110,000	71,827,800	8,310,000	45,800,000		17,717,800	△ 24,036,200	△ 23,644,000	△ 18,000,000		17,607,800

令和 7 年 9 月 8日提出
八尾市長 山 本 桂 右

報告第 4 号

令和 6 年度八尾市水道事業会計継続費精算報告書報告の件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度八尾市水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和6年度八尾市水道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年	全 体 計 画				実 績					比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					企 業 債	出 資 金	補 助 金	自 己 財 源		企 業 債	出 資 金	補 助 金	自 己 財 源		企 業 債	出 資 金	補 助 金	自 己 財 源
1.	資 本 設 計	第9次配水管整備事業	3	993,000,000	517,000,000		476,000,000	889,213,769	517,000,000			372,213,769	△103,786,231				△103,786,231	
			4	1,520,000,000	833,000,000		687,000,000	1,056,617,266	833,000,000			223,617,266	△463,382,734				△463,382,734	
			5	1,422,000,000	774,000,000		648,000,000	1,431,632,813	774,000,000			657,632,813	9,632,813				9,632,813	
			6	1,329,000,000	838,600,000		490,400,000	1,793,871,750	838,600,000			955,271,750	464,871,750				464,871,750	
			計	5,264,000,000	2,962,600,000		2,301,400,000	5,171,335,598	2,962,600,000			2,208,735,598	△92,664,402				△92,664,402	
		重要給水施設管路耐震化事業	4	202,070,000	88,800,000		113,270,000	156,177,905	88,800,000			67,377,905	△45,892,095				△45,892,095	
			5	186,070,000	79,200,000		106,870,000	163,553,439	79,200,000			84,353,439	△22,516,561				△22,516,561	
			6	213,070,000	111,300,000		101,770,000	184,178,376	111,300,000			72,878,376	△28,891,624				△28,891,624	
			計	601,210,000	279,300,000		321,910,000	503,909,720	279,300,000			224,609,720	△97,300,280				△97,300,280	
		基幹管路耐震化事業	4	0				0					0					
			5	29,250,000	9,400,000	4,340,000	15,510,000	23,444,598	9,400,000	4,340,000		9,704,598	△5,805,402				△5,805,402	
			6	63,250,000	33,100,000	11,800,000	18,350,000	6,378,781				6,378,781	△56,871,219	△33,100,000	△11,800,000		△11,971,219	
			計	92,500,000	42,500,000	16,140,000	33,860,000	29,823,379	9,400,000	4,340,000		16,083,379	△62,676,621	△33,100,000	△11,800,000		△17,776,621	
	出 費	南部低区配水池耐震化事業	4	15,347,000			15,347,000	15,163,562				15,163,562	△183,438				△183,438	
			5	25,045,000			25,045,000	15,839,787				15,839,787	△9,205,213				△9,205,213	
			6	194,447,000	100,000,000	23,899,000	23,899,000	46,649,000	135,724,051	70,000,000	23,899,000	23,899,000	17,926,051	△58,722,949	△30,000,000		△28,722,949	
			計	234,839,000	100,000,000	23,899,000	23,899,000	87,041,000	166,727,400	70,000,000	23,899,000	23,899,000	48,929,400	△68,111,600	△30,000,000		△38,111,600	

令和7年9月8日提出
八尾市長 山 本 桂 右

報告第 5 号

令和 6 年度八尾市健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度八尾市健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第58号

八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正の件

八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年八尾市条例第10号）及び八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年八尾市条例第12号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、国政選挙における選挙公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、これに準じて市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に対する公費負担の限度額を引き上げるにつき、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

（八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第1条 八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年八尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

（八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年八尾市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正の件

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

八尾市固定資産評価審査委員会委員の報酬を見直すにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表固定資産評価審査委員会委員の項中「8,000円」を「21,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第60号

八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の一部改正により、条例において引用する同法の条項に移動が生じること等に伴い、条例の規定を整理するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市手数料条例の一部を改正する条例

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の7第1項の表以外の部分中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の6第1項」を「法第5条の16第1項」に、「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改め、同表(1)の項中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の6第1項」を「法第5条の16第1項」に、「第5条の4第1号」を「第5条の14第1号」に改め、同表(2)の項中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改め、同表備考2中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に改め、同表備考3中「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下この条において「規則」という。）第1条の2第1項第2号の長期修繕計画」を「マンションの修繕に関する長期の計画」に改め、同表備考4中「規則第1条の2第1項第1号」を「建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第30条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第2項中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の6第1項」を「法第5条の16第1項」に、「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改める。

附 則

この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第61号

八尾市市税条例の一部改正の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

新築されたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）で定める範囲内においてわがまち特例（減額）の割合を見直すにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市市税条例の一部を改正する条例

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。
附則第12条の2第19項中「3分の2」を「2分の1」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の附則第12条の2第19項の規定は、この条例の施行の日以後に
新築された地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第2項に規定
するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課する令和9年度
以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された当該貸家住
宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第62号

令和7年度八尾市一般会計第5号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度八尾市一般会計第5号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年9月8日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第63号

令和7年度八尾市介護保険事業特別会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度八尾市介護保険事業特別会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年9月8日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第64号

令和7年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計第1号補
正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7
年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計第1号補正予算を、当該予算
に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年9月8日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第65号

市営西郡住宅14～18号館建替事業に係る事業契約変更の件

令和5年3月24日議決に係る市営西郡住宅14～18号館建替事業に係る事業契約（令和7年3月27日議決に係る変更後の事業契約）を変更するについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 事業名 市営西郡住宅14～18号館建替事業

2 契約金額（変更前） 3,526,621,017円

（変更後） 3,527,152,342円

3 契約の相手方

代表企業

大阪市中央区博労町四丁目2番15号

中川企画建設株式会社

代表取締役 中川 廣次

構成企業

吹田市高野台一丁目6番8号

株式会社ジャス

代表取締役 加藤 精一

大阪市中央区久太郎町一丁目6番26号

株式会社L．B．C総合事務所

代表取締役 兵後 直樹

4 事業場所 八尾市幸町四丁目及び五丁目地内

5 仮契約年月日 令和7年7月31日

議案第66号

成法中学校外壁及び屋上防水改修工事の工事請負契約締結の件

成法中学校外壁及び屋上防水改修工事の工事請負契約を締結するについて、
八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

- 1 契約の目的 成法中学校外壁及び屋上防水改修工事
- 2 契約の種類 工事請負契約
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札
- 4 契約金額 147,195,400円
- 5 契約の相手方

八尾市東山本新町七丁目4番19号

株式会社財部建設

代表取締役 財部 一彦

- 6 工事場所 八尾市清水町二丁目地内
- 7 仮契約年月日 令和7年7月28日

議案第67号

八尾市立学校教員用パソコン等買入れの件

八尾市立学校教員用パソコン等を買入れるについて、八尾市公有財産及び物品条例（昭和39年八尾市条例第10号）第5条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

- 1 買入れ物品 八尾市立学校教員用パソコン等
- 2 買入れ金額 142,830,600円
- 3 買入れの相手方

大阪市北区堂島一丁目6番20号 堂島アバンザ10F

株式会社堀通信大阪支社

大阪支社長 小嶋 英昭

認定第 1 号

令和 6 年度八尾市一般会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和 6 年度八尾市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 2 号

令和 6 年度八尾市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の
件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、令和 6
年度八尾市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付け
て、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 3 号

令和 6 年度八尾市財産区特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度八尾市財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 4 号

令和 6 年度八尾市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度八尾市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 5 号

令和 6 年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和 6 年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 6 号

令和 6 年度八尾市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和 6 年度八尾市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 7 号

令和 6 年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出
決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、令和 6
年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を、監査委員の
意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 8 号

令和 6 年度八尾市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度八尾市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 9 号

令和 6 年度八尾市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度八尾市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第10号

令和6年度八尾市公共下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和6年度八尾市公共下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和 7 年 9 月市議会定例会提出議案
令和 7 年 9 月発行（R 7－78）
八尾市総務部政策法務課